

亀岡市役所温暖化対策 環境マネジメント マニュアル

制定 平成24年4月

改訂 令和6年4月

亀岡市役所温暖化対策基本方針

《基本理念》

地球温暖化は世界的に年々深刻化しており、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測されています。日本においても平均気温の上昇のほか、暴風雨などによる被害の深刻化、農産物や生態系への影響等が出てきており、地球温暖化を防止することは世界共通の重要な課題となっています。亀岡市では2021年2月に「かめおか脱炭素宣言」を表明し、2050年までに市内から排出される二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指しています。

地球温暖化による環境問題の解決に向けて、市民、事業者、行政などすべての関係者の参加と協働のもと、それぞれが意識を持って温室効果ガスの排出抑制に努め、豊かな自然環境を未来につなげる持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

亀岡市役所は、市内の温室効果ガス排出量が比較的大きい事業所であり、自らの事務・事業により排出される温室効果ガス排出量の実質的な削減に努める必要があることから、脱炭素化に向けた取組を定め、率先的な取組を行うことにより、地域の模範となる地球温暖化対策を推進します。

《行動指針》

亀岡市は、基本理念の実現に向けて次の取組を推進します。

1. 脱炭素化の実現へ向け、市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量を削減します。
2. 施設等におけるエネルギー（電気、燃料、熱等）の使用量を削減するとともに、電気需要の最適化に努めます。
3. 公共施設への再生可能エネルギーの導入率を100%とすることを目指し、再生可能エネルギーの利用を促進します。
4. 公共施設のLED化や省エネルギー機器への更新を推進します。
5. 公用車の更新、導入にあたっては電気自動車・ハイブリッド車・燃料電池車等の低公害車を積極的に導入します。
6. エコドライブの取組等を通じて、公用車及び通勤車における燃料使用量を削減します。
7. 市の事務・事業におけるごみの排出量を削減します。
8. 温暖化対策基本方針及び本システムの運用成果は、随時公表します。

【亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステムが目指すSDGs】



令和6年4月1日 亀岡市長 桂川 孝裕

1. 目的

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量増大に伴い地球の温暖化が急速に進行し、異常気象や生態系の急変等を引き起こし、人類の生存に大きな影響を及ぼすことが憂慮されている。私たちは、次の世代のために、これ以上、地球温暖化が進むことに歯止めをかけなければならない。

亀岡市では、事務・事業における環境への影響に配慮し、地球温暖化対策の推進に重点をおいた、亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントマニュアル（以下「本マニュアル」という。）を定め、温室効果ガス排出量やエネルギー使用量等の削減に努めている。

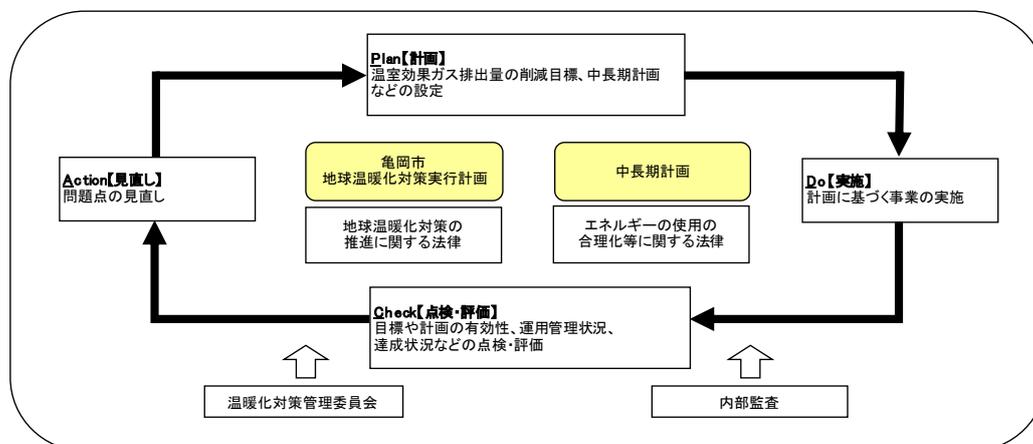
なお、地球温暖化対策の関連法令に基づき、本市が取り組む内容は次のとおりである。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、「亀岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量の削減に取り組む。
- (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づき、施設の省エネルギー化に向けた中長期的な計画（以下「中長期計画」という。）を作成し、エネルギー使用の合理化に取り組む。
- (3) 京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた計画書を作成し、温室効果ガスの総排出量の削減に取り組む。

2. システム

亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステム（以下「本システム」という。）は、市内有数のエネルギー使用事業者である亀岡市役所が、省エネ法で規定する「中長期計画」と、「亀岡市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に主眼を置いた基本方針を定め、同方針に基づき取り組む温暖化対策について、全庁的に計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）及び見直し（Action）を行うためのシステムである。

なお、本マニュアルは、本システムの管理及び運営について基本事項を定める。



亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステムの運営概念図

3. 適用範囲

(1) 本システムは、亀岡市役所温暖化対策基本方針の行動指針に関連して本市の事務・事業に携わる職員及び常駐の業務委託者（指定管理者を含む。）に適用する。

4. 基本方針

(1) 温暖化対策総括者は、省エネ法に基づく中長期計画及び亀岡市地球温暖化対策実行計画の目標達成のために、亀岡市役所温暖化対策基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

(2) 温暖化対策総括者は、基本方針を職員及び常駐の業務委託者へ周知する。

5. 実施体制

(1) 温暖化対策総括者

本システムの温暖化対策総括者は市長とし、亀岡市役所の温暖化防止に関する全ての責任と権限をもつ。

(2) 温暖化対策副総括者

温暖化対策副総括者は副市長とし、温暖化対策総括者を補佐する。省エネ法のエネルギー管理統括者も兼ねる。

(3) 温暖化対策管理委員会

全庁的な温暖化対策に取り組むため、温暖化対策管理委員会を置き、亀岡市庁議等に関する規則（平成15年亀岡市規則第15号）第4条第3項に規定する庁議の構成員のうち病院事業管理者及び市立病院管理部長を除く構成員をもって構成する。

温暖化対策管理委員会の運営の詳細は、別に定める。

(4) 温暖化対策責任者

亀岡市役所において、基本方針に基づき取り組む温暖化対策についての事務を統括させるため、温暖化対策責任者を置き、環境先進都市推進部長の職にある者をもって充てる。

省エネ法のエネルギー企画管理推進者も兼ねる。

(5) 温暖化対策事務局

温暖化対策責任者の業務を全般的に補佐するため、環境先進都市推進部環境政策課に温暖化対策事務局を置く。温暖化対策事務局長は、環境先進都市推進部環境政策課長をもって充てる。

(6) 温暖化対策実行部門長

次の表に掲げる部等において、基本方針に基づき取り組む温暖化対策についての事務を取りまとめるため、部等に温暖化対策実行部門長を置き、室長（市長公室、会計管理室）、部長（市立病院管理部長を除く）、事務局（議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）の長をもって充てる。

(7) 温暖化対策推進員、施設長

部等の課等において、基本方針に基づき取り組む温暖化対策についての事務を取りまとめるため、課等に温暖化対策推進員を置き、課長、事務局（議会事務局）の次長、また、施設に温暖化対策施設長を置き、所長、館長、園長をもって充てる。

(8) なお、役職にあるものが不在（病気その他の事故等によりその意思を決定することができない状態をいう。）である場合においては、亀岡市事務処理規程第40条

に基づき代決者が臨時にその任にあたることとする。

(9) 本システムの実施体制における職員とは、一般職員、会計年度任用職員及び再任用職員等をいう。

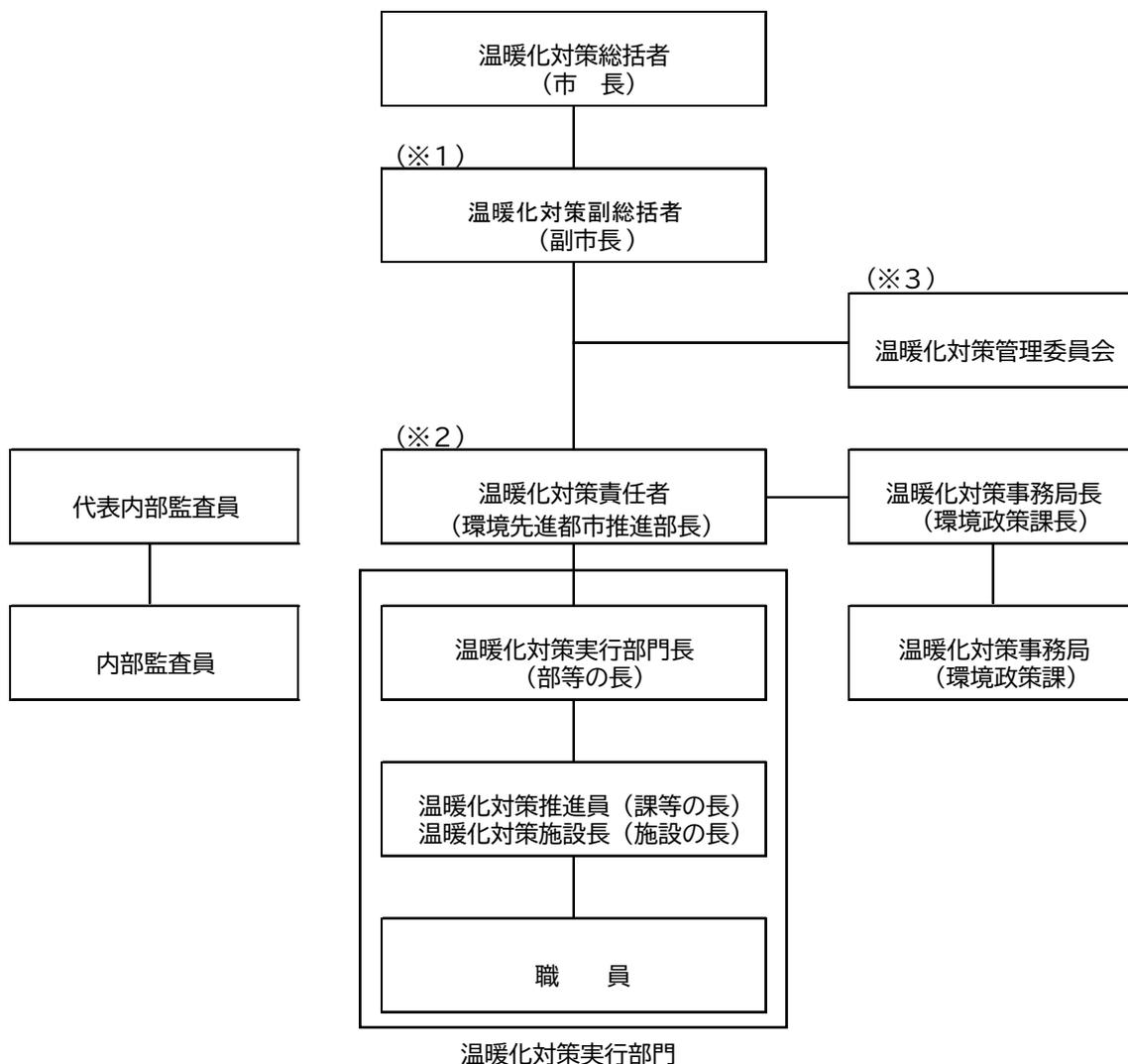
(10) 温暖化対策実行部門

温暖化対策実行部門長及び温暖化対策推進員、施設長が、事務を取りまとめている所属をいう。

(11) 亀岡ふるさとエナジー地域脱炭素化事業協議会

亀岡市及び亀岡ふるさとエナジー株式会社などで構成する協議会であり、亀岡ふるさとエナジー株式会社における脱炭素化推進事業の進捗管理とP D C Aの実施を行う。温暖化対策管理委員会では、亀岡ふるさとエナジー株式会社における脱炭素化推進事業の内容を把握するため、亀岡ふるさとエナジー地域脱炭素化事業協議会との情報共有を行う。

【組織図】



(※1)…温暖化対策副総括者は、省エネ法のエネルギー管理統括者も兼ねる

(※2)…温暖化対策責任者は、省エネ法のエネルギー企画管理推進者も兼ねる

(※3)…温暖化対策管理委員会は、亀岡市庁議等に関する規則(平成15年亀岡市規則第15号)第4条第3項に規定する庁議の構成員のうち病院事業管理者及び市立病院管理部長を除く構成員をもって構成する

6. 目標

- (1) 本システムは、「亀岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げているとおり、2030（令和12年）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス総排出量を50%削減することを目標とする。
- (2) 温室効果ガスの排出源となっている施設において、中長期（3年～5年）的に、エネルギー原単位を年平均1%以上低減することを目標とする。

7. 具体的な取組内容

項 目	内 容
電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀岡ふるさとエナジー㈱の事業を活用し、公共施設への太陽光発電設備の導入を進めるとともに、再生可能エネルギーの利用を推進する。 ・ 太陽光発電設備によるCO₂排出量の算定の基本となる排出係数の低い電力の導入を推進する。 ・ LEDへの交換が行われていない施設を中心にLED照明への交換を実施する。 ・ 冷暖房による室温の適正化（目安：冷房28℃、暖房19℃）を図る。 ・ 空調効果を高めるため、ブラインド、カーテン、フィルム等を活用し、光と熱の量を調整する。 ・ 使用されていない部屋の空調を停止する。 ・ パソコン等のOA機器の電源管理を徹底する。 ・ 自然光を取り入れ、不要な照明の消灯を実施する。 ・ 業務に支障のない範囲で、休み時間の消灯を徹底する。 ・ 施設関連部品の更新時には、省エネタイプ製品を導入する。 ・ 重い物や大きな荷物を運搬する場合や健康上の理由を除き、上1階下2階への移動にはエレベーターの使用を自粛する。 ・ 送水ポンプ及びボイラー等はダイヤモンド・リ spons 等による電気需要の最適化に努める。 ・ 上下水道における漏水の防止に努める。
燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房による室温の適正化（目安：冷房28℃、暖房19℃）を図る。 ・ 空調効果を高めるため、ブラインド、カーテン、フィルム等を活用し、光と熱の量を調整する。 ・ 近距離移動時において、徒歩、自転車を活用する。 ・ 出張等では、可能な限り自動車を控え、公共交通機関の利用に努める。 ・ 公用車の更新、導入にあたっては、電気自動車・ハイブリッド車・燃料電池車等の低公害車を積極的に導入する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速の排除、アイドリングストップ等のエコドライブを推進する。 ・排ガスの低減や燃費向上を図るための適正な車両整備を実施する。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・森林吸収源対策や都市緑化等の推進 ・プラスチック類や紙類の資源化や分別を徹底し、ごみの量を削減する。 ・物品、サービス等を調達する際には、環境に配慮した調達に努める。 ・消耗品等の購入にあたっては、包装や容器は省いたものを購入するなど工夫し、ごみの削減に努める。

8. 共通の取組チェックシート

- (1) 温暖化対策責任者は、基本方針に基づき、共通の取組チェックシートを作成し、温暖化対策実行部門長及び温暖化対策推進員並びに温暖化対策施設長へ伝達する。
- (2) 温暖化対策推進員及び温暖化対策施設長は、温暖化対策実行部門長の承認を得た共通の取組チェックシートを、温暖化対策責任者へ提出する。
- (3) 共通の取組チェックシートの詳細は、別に定める。

9. 施設管理シート

- (1) 本市の課等のうち、温室効果ガスの排出源となっている施設を所管する課等を「省エネ対策課」とする。
- (2) 温暖化対策責任者は、施設管理シートを作成し、省エネ対策課を所管する温暖化対策実行部門長及び温暖化対策推進員並びに温暖化対策施設長へ伝達する。
- (3) 省エネ対策課の温暖化対策推進員及び温暖化対策施設長は、温暖化対策実行部門長の承認を得た施設管理シートを、温暖化対策責任者へ提出する。
- (4) 温暖化対策責任者は、省エネ対策課のうち、温室効果ガスの主要な排出源となっている施設を指定し、施設を所管する温暖化対策推進員及び温暖化対策施設長に通知する。
- (5) 省エネ対策課のうち、温室効果ガスの主要な排出源となっている施設を所管する温暖化対策推進員及び温暖化対策施設長は、中長期計画及び前年度計画との比較について施設管理シートに記入し、温暖化対策責任者へ提出する。
- (6) 施設管理シートの詳細は、別に定める。

第9(1)に規定する省エネ対策課及び温室効果ガスの排出源となっている施設は下表のとおりとする。

部名	課名	施設名	施設管理シートA	施設管理シートB	施設管理シートC	施設管理シートD:中長期計画	
生涯学習部	人権啓発課	文化(人権福祉)センター、児童館	○			○	
	市民力推進課	交流会館	○			○	
		ギャラリーかめおか	○			○	●
総務部	総務課	庁舎本館	○			○	●
		庁舎別館	○			○	
環境先進都市推進部	環境政策課	環境プロモーションセンター	○			○	
	資源循環推進課	桜塚クリーンセンター	○		○	○	●
		エコトピア亀岡	○		○	○	
		医王谷エコトピア	○			○	
市民生活部	火葬場整備推進課	火葬場	○		○	○	
		下矢田みどりの郷広場	○		○	○	
健康福祉部	地域福祉課	総合福祉センター	○			○	
		ふれあいプラザ	○			○	
	高齢福祉課	曾我部いこいの家	○			○	
		畑野健康ふれあいセンター	○			○	
こども未来部	子育て支援課	保健センター	○			○	
	保育課	保育所	○			○	
		こども園	○			○	
		亀岡市立幼稚園	○			○	
産業観光部	商工観光課	大谷鉦山坑廃水処理施設	○			○	
		湯の花温泉施設	○			○	
	農林振興課	土づくりセンター	○			○	
		食肉センター	○			○	●
まちづくり推進部	都市整備課	運動公園	○			○	●
		さくら公園	○			○	
		都市公園48箇所	○			○	
	桂川・道路交通課	亀岡駅自由通路	○			○	
	土木管理課	自転車等駐車場		○		○	
上下水道部	総務・経営課	上下水道部庁舎	○			○	
	水道課	三宅浄水場	○			○	
		千代川浄水場	○			○	●
		三宅浄水場系		○		○	
		千代川浄水場系		○		○	
		別院系 (犬甘野浄水場系、柚原浄水場系、小泉飲料水供給施設)		○		○	
	下水道課	年谷浄化センター(公共ポンプ)	○		○	○	●
農業集落排水施設等(小泉・保津・半国・犬甘野・宮前・本梅・川東浄化センター)			○		○		
教育部	教育総務課	小・中・義務教育学校		○			
	学校教育課	学校給食センター	○		○		
		若木の家	○				
	—	みらい教育リサーチセンター	○				
	—	図書館	○				
歴史文化財課	文化資料館	○					

10. 施設のプラスチックごみ排出シート

- (1) 温暖化対策責任者は、施設のプラスチックごみ排出シートを作成し、温暖化対策実行部門長及び温暖化対策推進員並びに温暖化対策施設長へ伝達する。
- (2) 温暖化対策推進員及び温暖化対策施設長は、温暖化対策実行部門長の承認を得た施設のプラスチックごみ排出シートを、温暖化対策責任者へ提出する。
- (3) 施設のプラスチックごみ排出シートの詳細は、別に定める。

11. 教育研修の実施

(1) 教育研修の内容

教育研修の種類は、「基本研修」と「監査研修」とし、内容は次のとおりとする。また、教育研修は、別表「教育研修実施一覧」に示す研修責任者が実施する。

ア)「基本研修」は、本システムの意義と自らが担う役割を自覚させるため、全職員等に対して行う。

イ)「監査研修」は、内部監査に必要な知識を習得するため、内部監査員に対して行う。

(2) 教育研修の記録

教育研修の記録は、研修責任者が「教育研修実施要領」の規定に基づき、教育研修の実施内容を記録し保管する。

別表（教育研修実施一覧）

研修名	対象者	目的	研修責任者	頻度
基本研修	全職員	本システムに関する自覚を高める	温暖化対策実行部門長 ・推進員・施設長	1回以上/年 (9月末日までに1回は実施すること。)
	新任温暖化対策推進員・施設長	本システムにおける自らの役割について自覚を高める	温暖化対策責任者	
	新規採用職員	本システムに関する基礎知識と自覚を高める	人事課長	
監査研修	新任内部監査員	内部監査に必要な知識を習得する	温暖化対策責任者	随時

12. コミュニケーション

- (1) 温暖化対策総括者は、基本方針及び本システムに係る運用成果を、随時公表する。

1 3. 文書及び記録の管理

- (1) 文書及び記録の原案の作成及び改訂、承認の役割は、別に定める。
- (2) 文書及び記録は、最新のもを原則として電子媒体で課等において管理し、文書及び記録の種類ごとに分類の上、関係者がいつでも閲覧・利用できるようにする。
- (3) 文書及び記録は、年度ごとに管理する。
- (4) 文書及び記録の原本は、法令等に定めのある場合を除き、原則として5年間保存する。ただし、5年を超えて保存する必要がある場合は、その旨を添付して保存する。
- (5) 保存年限を過ぎた文書及び記録は、誤用のないよう速やかに廃棄する。

1 4. 内部監査

- (1) 内部監査員（以下「監査員」という。）は、温暖化対策総括者が任命する。
- (2) 代表内部監査員（以下「代表監査員」という。）は、監査員の中から温暖化対策総括者が1名を任命する。
- (3) 毎年1回、内部監査を実施する。
- (4) 監査員、代表監査員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の監査員、代表監査員の任期は前任者の残任期間とする。
- (5) なお、監査員、代表監査員にあるものが不在（病気その他の事故等によりその意思を決定することができない状態をいう。）である場合においては、温暖化対策事務局が臨時にその任にあたることとする。
- (6) 内部監査の詳細は、別に定める。

1 5. 温暖化対策総括者による見直し

- (1) 温暖化対策総括者は、本システムの見直しを毎年3月に行う。
- (2) 温暖化対策総括者は、基本方針や目的・目標、組織、その他本システムに関する要素について、変更があるかどうかを判断し、指示する。
- (3) 温暖化対策総括者による見直しの結果は、温暖化対策事務局が記録・保管する。

1 6. 委任

- (1) 本マニュアルに定めるもののほか、本システムの管理及び運営について必要な事項は、別に定める。